

# つくばみらい市 立地適正化計画 による届出制度の手引き

2020年（令和2年）5月1日 運用開始

## 目 次

1. つくばみらい市立地適正化計画による届出制度 .....	2
2. 都市機能誘導区域、居住誘導区域及び一般居住区域 区域図.....	3
3. 都市機能誘導区域外における事前届出 .....	5
4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出.....	6
5. 居住誘導区域外における事前届出.....	8
6. 届出書様式 .....	9

※届出書の様式は、つくばみらい市ホームページからダウンロードできます。

# 1. つくばみらい市立地適正化計画による届出制度

## (1) 届出制度の概要

○立地適正化計画による届出制度は、居住誘導区域以外における開発行為等の動きや都市機能誘導区域以外における誘導施設の立地動向を把握し、持続可能なまちづくりを目指すために、都市再生特別措置法の改正により創設されました。

○都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、同法第 108 条の規定に基づき、居住誘導区域外、または都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為、都市機能誘導区域内での施設の休止・廃止について、届出が必要です。

○届出をした者に対して、市町村は、開発規模の縮小や居住誘導区域、または都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項、同法第 108 条第 3 項）。

- 「つくばみらい市立地適正化計画」の公表に伴い、令和 2 年 5 月 1 日以降に工事着手する場合は、

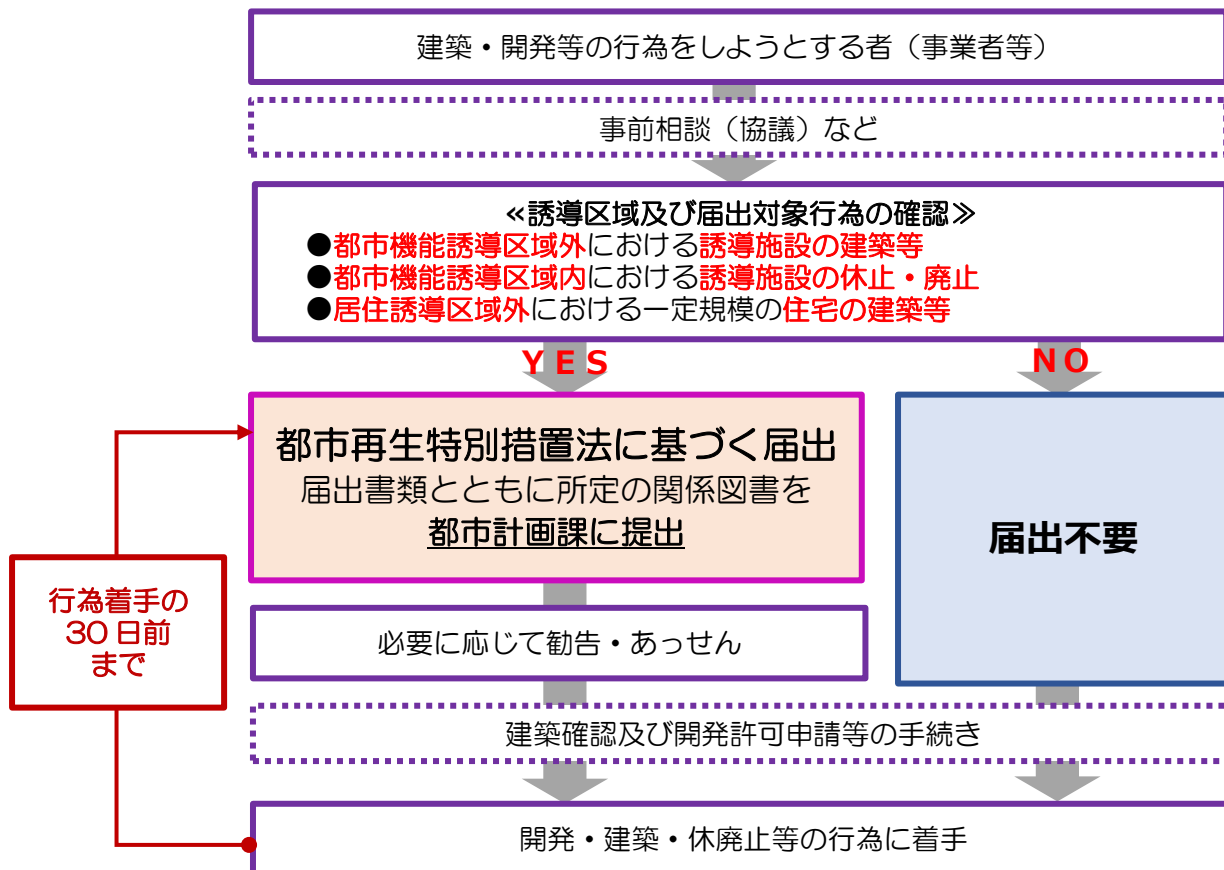
**着手の 30 日前までに届出が必要になります**

- 宅地建物取引業法における重要事項説明の対象になります。

## (2) 届出の流れ

○建築・開発等の行為をしようとする者は、届出対象の行為について行為に着手する 30 日前までに、以下の流れに基づき、届出書類とともに所定の関係図書を都市計画課（谷和原庁舎）に提出してください。

○届出にあたっては、届出対象について事前相談（協議）などを行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性和必要書類の確認を行います。



## 2. 都市機能誘導区域、居住誘導区域及び一般居住区域 区域図

### (1) 都市機能誘導区域、居住誘導区域及び一般居住区域とは

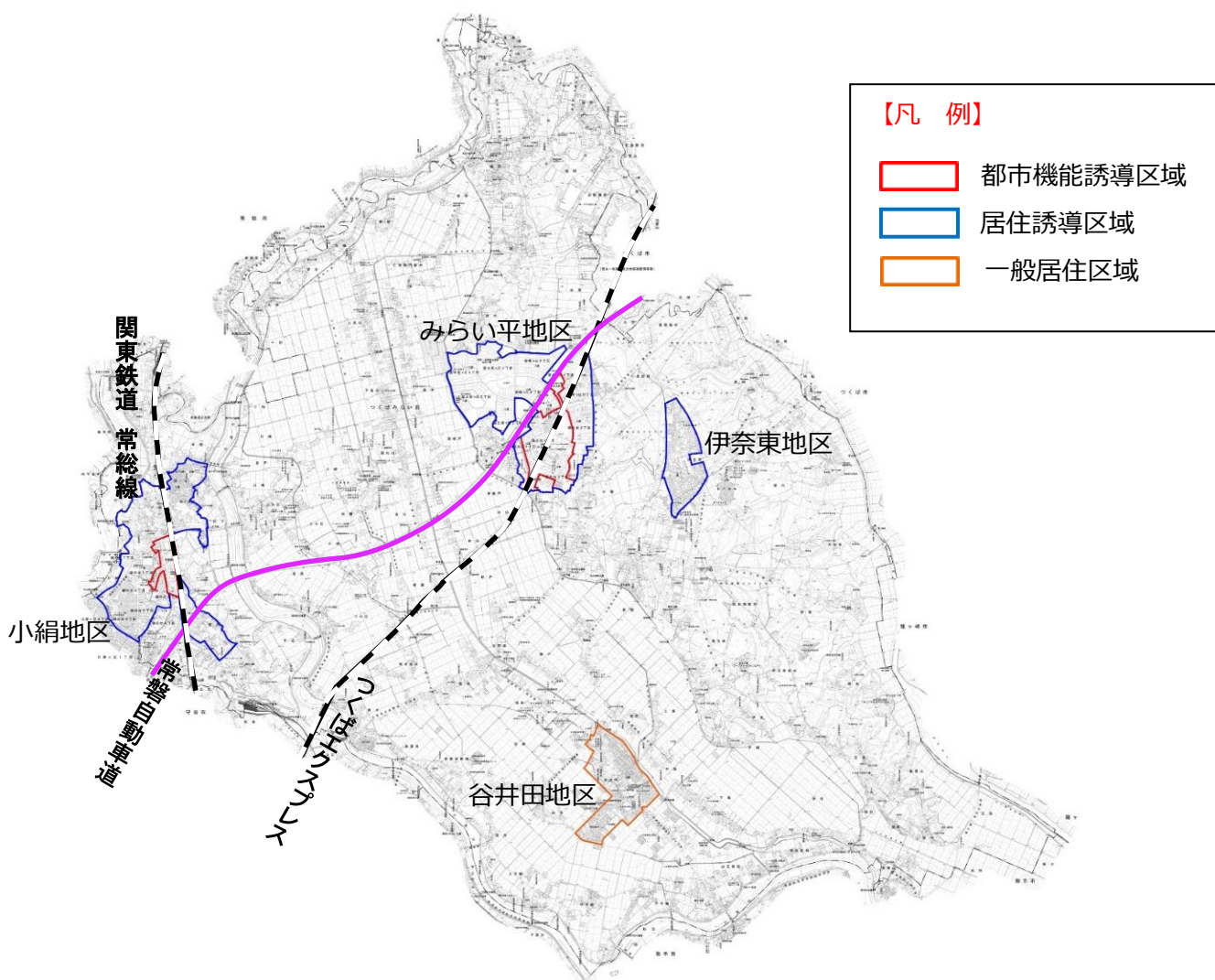
区域名称	位置づけ	区域位置
都市機能誘導区域	鉄道駅に近く、様々な都市機能（商業、業務、居住、医療、福祉、教育、歴史・文化、観光など）が集積し、都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みらい平駅周辺</li> <li>・小絹駅周辺</li> </ul>
居住誘導区域	日常生活に必要なサービス機能や一定水準の公共交通サービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として、人口を維持する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みらい平地区</li> <li>・小絹地区</li> <li>・伊奈東地区</li> </ul>
一般居住区域	日常生活に必要な施設を維持しながら、これまで通りに暮らし続けられる区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷井田地区</li> </ul>

○都市機能誘導区域、居住誘導区域及び一般居住区域の区域図は、下図のとおりです。

なお、一般居住区域（谷井田地区）は法的指定の区域ではなく、本市独自の区域として指定しています。

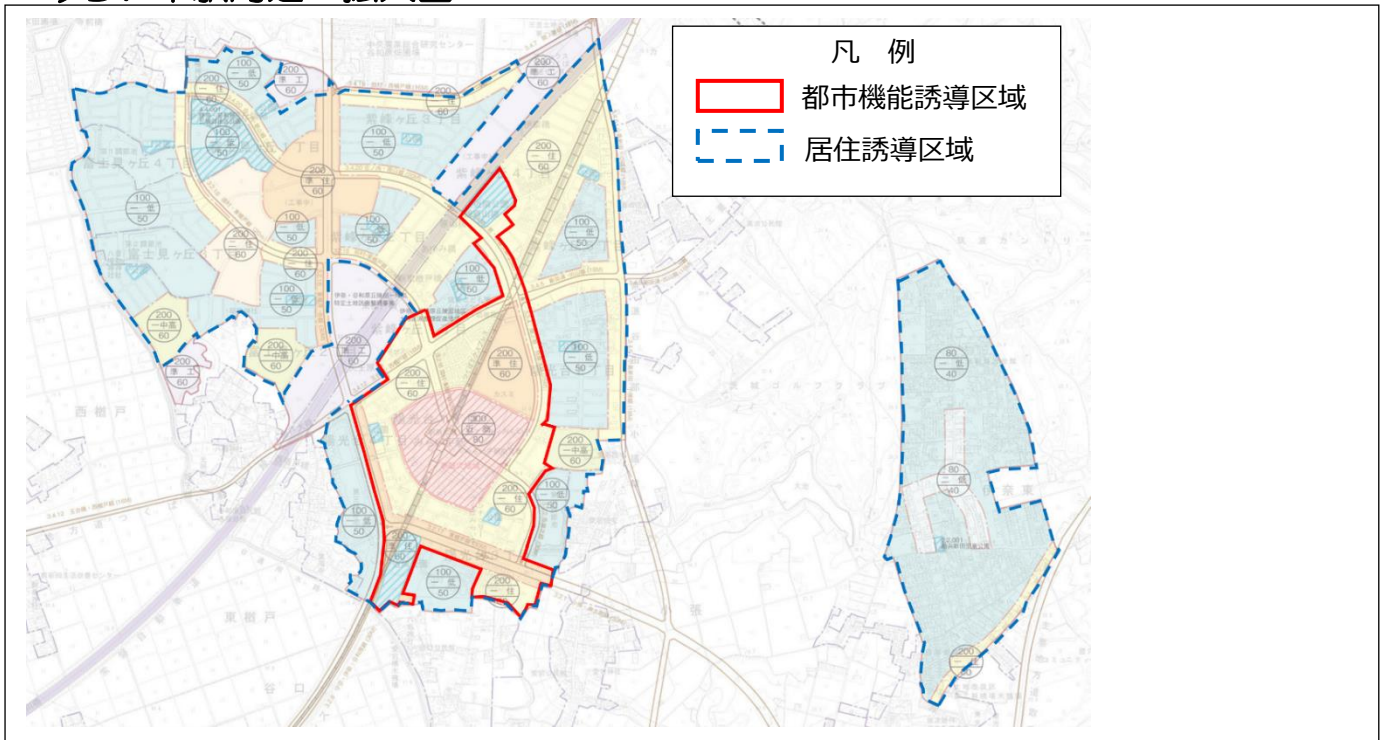
各区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

### (2) 都市機能誘導区域、居住誘導区域及び一般居住区域 市全域図

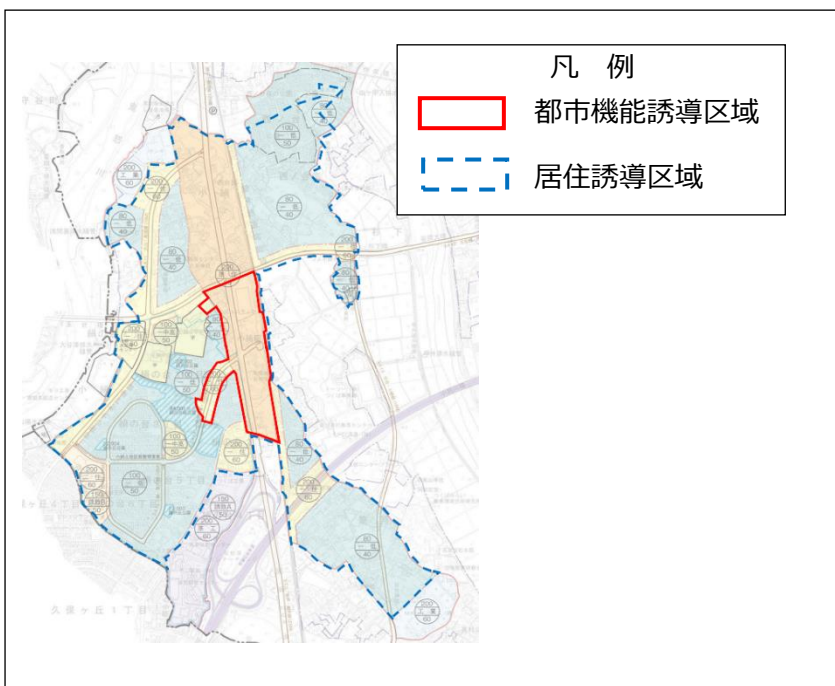


### (3) 都市機能誘導区域・居住誘導区域 拡大図

#### ■みらい平駅周辺 拡大図



#### ■小絹駅周辺 拡大図



※工業系用途（準工業地域、工業地域）は居住誘導区域から全て除外しています。

また、浸水想定区域にかかる範囲は一部除外しています。

※区域の詳細につきましては、都市計画課へお問合せください。

### 3. 都市機能誘導区域外における事前届出

○都市再生特別措置法 第 108 条第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為について、市長への届出を行う必要があります。

#### (1) 届出の対象となる行為

○届出の対象となる行為は以下のとおりです。

開発行為	・誘導施設を有する建築物として、建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

#### (2) 届出の対象施設（誘導施設）

○都市機能誘導区域は、**みらい平駅周辺地区**、**小絹駅周辺地区**の2区域を設定しています。各区域の外において届出の対象とする誘導施設は5ページ記載のとおりです。

#### (3) 届出の時期

○届出対象となる開発行為等に着手する**30日前まで**に、都市計画課へ届出を行ってください。

#### (4) 届出に必要な書類等

○届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて**1部提出**してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書（様式）	添付図書
誘導施設の開発行為	様式 1	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となる事項を記載した図書
誘導施設の建築等行為	様式 2	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となる事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式3）を提出してください。

#### (5) 届出を要しない行為

○都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、またはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為として政令で定める行為

## 4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出

○都市再生特別措置法 第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域内において、つくばみらい市立地適正化計画に掲げる誘導施設について、休止し、または廃止しようとする場合は、市長への届出を行う必要があります。

### (1) 届出の対象となる行為

○届出の対象となる行為は以下のとおりです。

誘導施設	・誘導施設を有する建築物を休止し、または廃止しようとする場合
------	--------------------------------

### (2) 届出の対象施設（誘導施設）

○都市機能誘導区域は、**みらい平駅周辺地区**、**小絹駅周辺地区**の2区域を設定しています。各区域の内において届出の対象とする誘導施設は5ページ記載のとおりです。

### (3) 届出の時期

○誘導施設を休止し、または廃止しようとする日の**30 日前まで**に、都市計画課へ届出を行ってください。

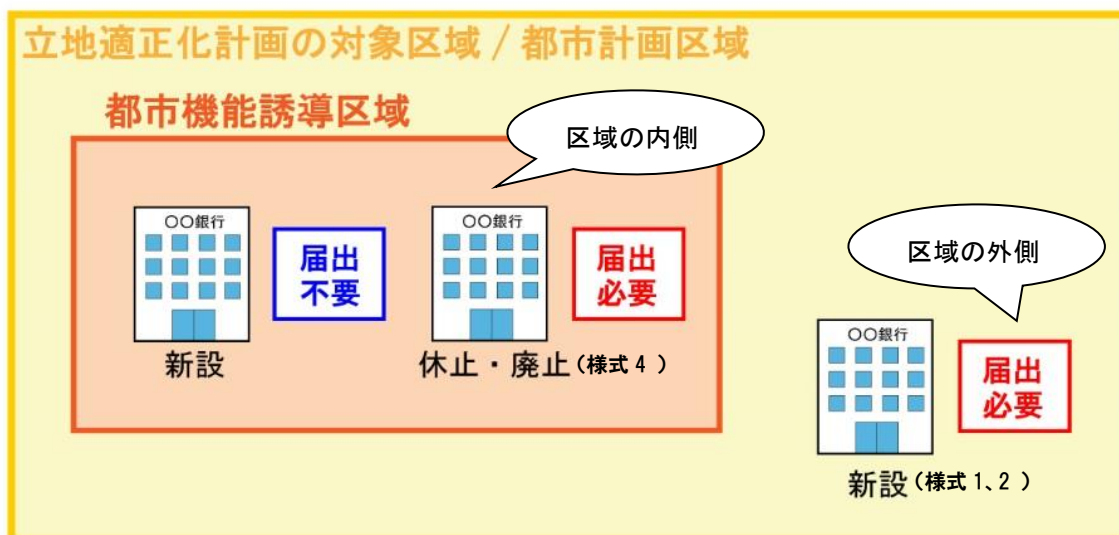
### (4) 届出に必要な書類等

○届出は、以下の届出書（様式）を**1 部提出**してください。

届出の対象となる行為	届出書様式	添付図書
誘導施設を休止し、または廃止	様式 4	原則不要

#### 【都市機能誘導区域内外での届出の例】

（例）誘導施設として銀行を開発建築する場合、休止・廃止する場合



- ・つくばみらい市は、市内全域が都市計画区域です。
- ・都市機能区域外における誘導施設の休止・廃止の届出は不要です。

## 【届出対象となる誘導施設一覧】

届出の対象となる誘導施設は以下のとおりとなります。

機能	誘導施設	根拠法・対象施設
商業	小売商業又はサービス業を営む店舗	施設の例：コンビニエンスストア，小型スーパーマーケット
	食料や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗	施設の例：スーパーマーケット（複合商業施設），ホームセンター，家具店
金融	銀行	銀行法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者
	郵便局	郵便窓口業務：簡易郵便局法第2条に規定する施設 銀行窓口業務：銀行法第2条第1項に規定する銀行を所屬銀行として営む銀行代理業をとる施設 保険窓口業務：保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社を所屬保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行をする施設
医療	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
	診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所
	調剤薬局	医療法第1条の2第2項に規定する調剤を実施する薬局
健康・福祉	高齢者介護予防健康増進施設	トレーニング機能の他，プール・体育館等を備えた，高齢者が運動機能向上に取り組める施設
	小規模多機能型居宅介護施設 ・介護予防小規模多機能型居宅介護施設	介護保険法第8条第19項及び第23条，第8条の2第14項に定める施設
	認知症対応型通所介護施設	介護保険法第8条18項，第8条の2第13項に定める施設
	障がい福祉サービスを提供する事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の障がい福祉サービスを提供する事業所
	障がい児通所支援を提供する事業所	児童福祉法第21条の5の2に定める障害児通所支援を提供する事業所
	健康増進施設	体育館，水泳プール，運動場等のスポーツ施設及び集会場機能を備えた施設
子育て支援	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業に関する施設
	事業所内保育施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業に関する施設
	地域子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業に関する施設
	病児病後児保育施設	児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業に関する施設
	子育て支援施設	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所，児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所で小学生向け学習塾等の教育施設と学童保育サービスを併設した子育て支援施設
公共サービス	市役所支所	地方自治法第4条第1項に規定する事務所
	教育施設	学校教育法第1条に定める施設 (幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校) 学校教育法第124条に定める施設（専修学校） 学校教育法第134条に定める施設（専門学校）
	地域交流センター・研修施設	地域住民の相互交流を目的とし，地域活性化の活動拠点として，文化・スポーツ・地域交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設
	図書館	図書館法第2条で定める施設
業務	事務所(公共施設機能，交流機能(コワーキングスペース等)を有した施設)	建築基準法に規定する「事務所」の用途に係る施設（誘導用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が2分の1を超えるものに限る。）で，事業の敷地面積が500㎡以上である施設

※上記の施設を都市機能誘導区域外で設置する場合、届出が必要になります。





※都市機能誘導区域内で誘導施設に位置付けられている施設を休止又は廃止しようとする場合、届出が必要になります。

## 5. 居住誘導区域外における事前届出

○都市再生特別措置法 第 88 条第 1 項の規定に基づき、居住誘導区域外での開発行為・建築等行為について、市長への届出を行う必要があります。

### (1) 届出の対象となる行為

○届出の対象となる行為は以下のとおりです。

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①の例示 3戸の開発行為	届	
	② 1戸、または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの	②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為	届	
建築等行為	① 3戸以上の住宅を建築しようとする場合	①の例示 3戸の建築行為	届	
	② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①)とする場合	1戸の建築行為	不要	

### (2) 届出の時期

○届出対象となる開発行為等に着手する **30 日前まで**に、都市計画課へ届出を行ってください。

### (3) 届出に必要な書類等

○届出は、届出書(様式)に添付図書を添えて **1部提出**してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書(様式)	添付図書
住宅の開発行為	様式5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面</li> <li>設計図</li> <li>その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>
住宅の建築等行為	様式6	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内における住宅等の位置を表示する図面</li> <li>建築物の2面以上の立面図及び各階平面図</li> <li>その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出(様式7)を提出してください。

### (4) 届出を要しない行為

○都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①住宅等で仮設のもの、または農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の建築
- ③建築物を改築し、またはその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為として政令で定める行為



## 6. 届出書様式

様式第1（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

記入例

### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届出ます。

令和〇年〇月〇日

届出は工事着手の  
30日前まで

つくばみらい市長

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××

氏名 〇〇株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	つくばみらい市〇〇 △丁目×××
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	建築物等名称 〇〇〇 延べ床面積 〇〇平方メートル

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日

つくばみらい市長

届出は工事着手の  
30日前まで

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××

氏名 〇〇株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地、又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：つくばみらい市〇〇 △丁目××× 地目：宅地 面積：3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物、又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築、又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	建築物等名称 〇〇〇 延べ床面積 〇〇平方メートル 行為の着手予定年月日： 令和〇年〇月〇日 行為の完了予定年月日： 令和〇年〇月〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔例：位置図等〕

行為の変更届出書

つくばみらい市長

届出は工事着手の  
30日前まで

令和〇年〇月〇日

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××

氏名 〇〇株式会社 ①

代表取締役△△ △△

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 変更の内容
  - ・面積の変更（7,000 m<sup>2</sup>→6,800 m<sup>2</sup>）
  - ・着手予定年月日の変更（令和〇年〇月〇日→同年〇月〇日）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇月〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇月〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

- 《開発行為の場合》
- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
  - ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- 《建築行為の場合》
- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
  - ・住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔例：位置図等〕

誘導施設の休廃止届出書

つくばみらい市長

届出は行為に着手する  
日の30日前まで

令和〇年〇月〇日

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××

氏名 〇〇株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：□□□□

用途：商業施設

所在地：つくばみらい市〇〇 △丁目×××

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

令和〇年〇月〇日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和〇年〇月〇日に除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日  
つくばみらい市長

届出は工事着手の  
30日前まで

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××  
氏名 〇〇株式会社 ⑩  
代表取締役△△ △△  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	つくばみらい市〇〇 △丁目×××
	2 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数 〇区画 住宅戸数 〇戸

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、公園、広場、下水道等）を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日

届出は工事着手の  
30 日前まで

つくばみらい市長

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××

氏名 〇〇株式会社 (印)

代表取締役△△ △△

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地、又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：つくばみらい市〇〇 △丁目××× 地目：宅地 面積：500 平方メートル
2 新築しようとする住宅等、又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅・長屋アパート
3 改築、又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 令和〇年〇月〇日 行為の完了予定年月日： 令和〇年〇月〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

行為の変更届出書

つくばみらい市長

届出は工事着手の  
30日前まで

令和〇年〇月〇日

届出者 住所 つくばみらい市〇〇 △丁目×××

氏名 〇〇株式会社 ①

代表取締役△△ △△

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 変更の内容
  - ・住宅用区画数の変更（10区画→15区画）
  - ・着手予定年月日の変更（令和〇年〇月〇日→同年〇月〇日）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇月〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇月〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

- 《開発行為の場合》 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- 《建築行為の場合》 ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

**【お問い合わせ先・届出窓口】**

**つくばみらい市 都市建設部 都市計画課（谷和原庁舎）**

〒300-2395 茨城県つくばみらい市加藤 237 電話番号：0297-58-2111（代表）

メールアドレス：[toshikei01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:toshikei01@city.tsukubamirai.lg.jp) URL：<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>